

經濟論叢

第八十七卷 第四號

- 経済学の現実的出発点について……吉 村 達 次 1
- ダニエル・デフォウの簿記論……高 寺 貞 男 22
- ツィーシャングの国家独占
資本主義論について……池 上 惇 38
- イギリス革命の農業・土地問題
解決とその歴史的意義……尾 崎 芳 治 54
-

昭和三十六年四月

京都大學經濟學會

イギリス革命の農業・土地問題解決とその歴史的意義

イギリス革命と農業・土地問題——地主的改革と「三分制」(四)

尾 崎 芳 治

綱領の分析¹⁾が教えるところにしたがえば、イギリス革命の農業・土地問題は、二つの主要な内容をふくんでいる。第一は、封建的土地所有諸関係の廃棄(土地所有—土地保有にまつわる封建的諸権利・諸義務の撤廃)の問題であり、第二は、国王・教会・王党派地主所領の処分の問題である。この革命が農業・土地制度をとにかくにも商品—資本主義経済の諸条件に適合したものにつくりかえた、あるいはその諸前提をつくり出した、とすれば、うえの二つがその主要な契機であり、内容である。この革命では、これら二つの問題の解決をめぐって、基本的に相対抗する「二つの綱領」——地主的農業・土地綱領と農民の農業・土地綱領が革命勢力の内部で提起されていた。またイギリス革命の「主体」にかんする検討の結果は、革命の全政治過程を首導したのが、ほかならぬ地主・ジェントリの勢力であったことの確認に帰着した。この「二つの綱領」の対抗の視

点に立って、必要なぎりぎりで、うえの二つの問題の解決を通じての、この「主体」の利害貫徹の過程をみると、これが本稿の課題である。まず封建的土地所有諸関係廃棄の問題からとりあげよう。

(1) 革命の綱領にかんする以下の言及についてはすべて、拙稿「イギリス革命の『二つの綱領』」『経済論叢』第八十六卷第三号所収参照。

(2) この二つの問題処理の具体的経過について、わが国ですでにいくつかの労作が与えられている。新井嘉之作「イギリス革命における土地問題」『西洋史学』X X V、椎名重明「イギリス市民革命の土地問題」『社会経済史大系』IV所収、武嶋夫「イギリス革命における農業問題の特質」同上所収、浜林正夫「イギリス市民革命史」二二—二四四ページ。とくに武氏の論文は、C. Hill, 'The Agrarian Legislation of the Revolution', in *Puritanism and Revo-*

Tuition とならんで、本稿がとくに負うところ多いものである。是非とも参照していただきたい。なお本稿での課題は、われわれの扱角からするその歴史的評価に必要なかぎりでの取扱りに限定される。

(3) 拙稿「イギリス革命の『主体』——『経済論叢』第八十六巻第四号所収参照。

〔一〕 封建的土地所有諸關係の地的解消

争点となっていた封建的土地所有諸關係は、二重に構成されていた、ということが出来る。これについてはすでに確認した。一つは、絶対主義大権の物的内容の根幹——領主的土地所有にたいする国王の上級土地所有権、その法制的・機構的表現としての軍役保有制度 *tenure by knight service* ならびに後見裁判所 *Court of Wards and Liveries* の存在（国王⇨領主關係）であり、もう一つは、領主と農民との封建的地代取取關係を示す耕農土地保有——コピホルム *copyhold* の存在（領主⇨耕農關係）である。

(1) 軍役保有にともなう諸義務は以下のとおり。(i) 年間四〇日の軍役（はやくから金納）、(ii) 長子の騎士叙任、長女の結婚、逮捕された際の釈放について、臨時献金、(iii) 相続税（年地代相当）、(iv) 未成年相続人にたいする国王の無制限後見権、(v) 譲渡に際して許可料（年地代の三分の一相当）、許可なき譲渡には科料（年地代相当）（武陽夫、前掲論文二〇一ページ参照。またこれにかんする当時の記述史料は cf. C.

Hill and E. Dell (ed.), *The Good Old Cause*, pp. 121-124. コピホルムに伴う諸義務については、拙稿「イギリス革命の『二つの綱領』」（前掲）参照。

後見裁判所および軍役保有制度の廃止が、長老派・独立派のジェントリの・地的綱領の基本内容であったこともすでにみた。かれらの要求はその綱領「ニューカースル提案」ならびに『建議要綱』の提出以前に、すでに「長期議會」初期において一六四三年四月一四日（同年七月二四日）の問題にかんする特別委員会の設置により準備され、四六年二月二四日の議會による「後見裁判所廃止のための兩院の条令」の可決によって実現されたのである——

「後見・占有引渡裁判所および後見権 *wardship* は……すべて本日より撤廃される。すべて臣従による保有 *tenure by homage* とそれに附随する一切の一時金、認可金、差押示談金、譲渡許可料、その他すべての諸負担は、同じく撤廃される。またすべての軍役による保有 *tenure by knight service* は……自由・普通保有 *free and common socage* に変更される」²⁾。

ここに領主的土地所有は大権から解放され、土地所有権の譲渡・売買、土地運用等にかんする自由な私的処分権を具備した法的に近代な土地私有権に転化された。この条令は、五六年一月二七日クロムウェル⇨独立派政權 *Protectorate* のもと

で再確認され、さらに六〇年の王政復古において、旧王党派地主と議会派シェントリの握手がなつたと、Convention Parliament においてかれらが最初に着手したのもまた、この条令の最終的立法化であった。「土地保有法」(Statute of Tenures)、チャールズ二世は、代償として年俸一〇万ポンド(大衆課税―内国消費税 excise により調達)を給付されて、名実ともに sanctioned King に転化し、ここにシェントリ綱領の主権規定(都市「正組合員」と土地所有者を選挙権者とする「議家主権」、それに基づくブルジョア立憲君主制の樹立)はひとまず実現されるにいたつた(「名譽革命」における最終解決を想起されたい)。ここに地主・シェントリは、あらたなブルジョアの条件のもとで自らの土地所有を維持する法的保証を獲得した、と同時に、このあらたな主権形態に、物質的土台を賦与することに成功したのである。マルクスの含意するところ多い評言をひいておく――

「ステュアート王朝復興のもとでは、土地所有者たちが、横奪行為を法律によって遂行した……かれらは封建的土地制度を廃止した。すなわち土地の負う国家への給付義務をふりすて、農民層その他の人民大衆にたいする課税によって国家の損害を「賠償」し、彼等が封建的名義を有したにとどまる領地(「農民が地主自身と同じ封建的権利名義をもっていた土地」)の近代的私有権を要求し、最後にかの居住法を制定するに至つた……」

『名譽革命』はオレンヂ公ウィリアム三世とともに地主的および資本家的貨殖家をも支配者たらしめた⁶⁾。

他方、革命期の農民闘争や請願のなかにくりかえし提出され、結局レヴェラーズの綱領に集約的に表現されていたコピーホルドを廃止し農民的土地所有を確立せんとする農民層の望みは、四九年軍隊レヴェラーズの敗北をもって潰れ去つたのである。

後見裁判所の廃止を再確認した六一年の条令は次のようにつけ加えた、「本条令は」マナ裁判所記録の胎本⁷⁾によるいかなる保有もしくはそれに附随する賦役をも変更するものではない、

と。領主的土地所有と農民的土地保有との私有権化(封建的土地所有諸関係の廃棄)をめぐる二者択一的闘争は、ここに前者の排他的勝利に帰着した。しかも土地保有権の私有権化(農民的分割地所有の一般的創出)の方向がここに阻止されただけではない。その耕作権としての強化の法的措置すら結局な一行われなかつたのである。その点での唯一の公的なところみは、五二年三月法律改正委員会によって提案された「世襲コピーホルドの相続・譲渡にたいする恣意的一時金を確定する法」⁸⁾、「土地相続および不必要な一時金の負担をとりさり、限定相続の土地を自由保有地と同じように相続・移動せしめる法」⁹⁾、「マナ領主にたいする忠誠・服従の慣習的な誓約を禁止する法」の三法案であった。だがこれらの法案は完全な無視のうちに目の目を見ることなく葬り去られた。しかもこの提案が五六年に再

提出されたとき、あわせて否決されたのが「囲いこみ規制法案」であったことは、きわめて示唆的である。かくして上級所有＝「地代徴収権」としての領主的土地所有(領有)にたいして下級所有＝「土地用益権」としてのコビーホルド(保有)が有した一つの側面―制約的権能、マルクスのいう「封建的権利名義」(いわゆる Gewere の重層性を想起¹¹⁾)は、前者の排他的私有権に吸収されるにいたった(ダヴェールの物権体系の近代物権体系への「領有」首導による編成替え)。同時に、いなそれゆえにこそ、コビーホルドの他の側面―その隷農土地保有としての劣弱性(領主的諸権利への従属)は、存続させられ、いまやコビーホルド自身の破壊(囲いこみ)一般に併地期間においてより短期の・地代額においてより高額の・リースホルド〔土地私有権を前提した法的に近代的な併地契約〕への転化、それを通じての漸次の「資本」導入)のために運用されることになる。すなわち、コビーホルドの温存そのものではなくて、その土地所有者による破壊のための「温存」である。¹²⁾

- (1) 武嶋夫、前掲論文 一九五―一九七ページ参照。
- (2) 'Order of the two Houses for taking away the Gourt of warcs', in S. R. Gardiner (ed.), *The Constitutional Documents of the Puritan Revolution, 1625-1660*, p. 290.
- (3) Cf. C. Hill, *op. cit.*, p. 191.
- (4) *Cf. ibid.*, p. 191.

イギリス革命の農業・土地問題解決とその歴史的意義

- (5) Cf. C. Hill and E. Dell (ed.), *op. cit.*, p. 413.
- (6) マルクス『資本論』(長谷部訳)第一部一〇五―一〇六ページ。なお〔〕内は同一〇九八ページより補足。
- (7) Cf. M. James, *Social Problems and Policy during the Puritan Revolution, 1640-1660*, pp. 95-97.
- (8) Quoted in C. Hill, *op. cit.*, p. 191.
- (9) 浜林正夫、前掲書 一三三ページ参照。
- (10) Cf. M. James, *op. cit.*, p. 125.
- (11) 川島武宣『所有権法の理論』一〇五―一〇九ページ参照。
- (12) コビーホルドの廃止とならんで、一六四九年にいたるレヴェラーズの諸綱領文書に一貫してかかげられた領主的土地所有廃棄と関連するもう一つの要求―「十分の一税」(とりわけ世俗領主によって私取されたそれ)の廃止の要求も、結局実現されなかった。兵士激化に牽引されて、独立派の『建議要綱』がかかげた「十分の一税」徴収上の不平等の是正という改良的要求すら、独立派の権力掌握後も遂に実効化されなかったのである。Cf. C. Hill, *op. cit.*, p. 193.

〔二〕王領地・教会領・王党派地主所領の地主的処分

内乱勃発の直後四三年九月五日、下院は内乱遂行の費用支弁を王党派所領の犠牲において行うことを決議した。その後各州の委員会が、個々に、戦時財政上の必要から、王領地 Crown lands・教会領 Church lands (監牧領 Bishops' lands)・助祭・教

会評議會領 (lean and chapter lands) 及びその他の王党派地主所領 delinquents' lands の差押えを遂行する。これらの既成事実を総括し、全国的に制度化したのは、四三年三月二十七日の「差押条令」 Sequestration Ordinance であつた。⁽¹⁾ 「条令」は、「二名の大監獄、二名の監督、助祭、教会評議會、議會にたいする武装反抗者、反議會軍にたいする自発的醸金者、議會派人士にたいする略奪者、反議會の結社・集団への参加者、等々」「犯罪者」 delinquents と指定し、各州委員会に州差押委員会 Sequestration Committee の設置と、右の「犯罪者」のすべの財産・土地収入及びカトリック教徒のその三分の二を強制押収する権限を与へ、差押収入の中央委員会 Committee at Goldsmiths' Hall への集中を規定した。⁽²⁾ (王領地についでのみ別個に同年九月二二日の条令)。さらに、四八年五月の第二次内乱開始の直後にも、あらたな王党派加担者にたいして同様措置がとられた (六月一三日布告)。これらの差押地がその後いかに処分されたか、地主と農民の対立、おなじジェントリの農業・土地改革の立場が、そこどのように表現され貫徹されているか。これがここでの問題である。

- (1) E. A. コスミンスキー編、武暢夫訳「イギリス革命年表」『経済論叢』第七六巻第三号所収参照。但し監督領については、内乱以前に一六四一年七月九日下院がその「没収」をすでに決議している。C. J., ii, p. 204, quoted

in C. Hill, *op. cit.*, p. 170.

- (2) 州委員会による差押えは議會の決議と直接には関係せずほとんど自発的に開始された。その動機は第一に財政的必需、だが第二に、農民からの攻撃にたいして「土地所有権に手をふれないように残す」ことであつた。*Ibid.*, p. 160.
- (3) Cf. D. H. Pennington and I. A. Roots (ed.), *The Committee at Stafford, 1643-1645*, p. xxxv; C. Hill, *op. cit.*, p. 153; E. A. コスミンスキー編、前掲年表参照。
- (4) 議會による差押えの規制は、その後も四三年八月一八日とりわけ四四年五月二五日の布告により再度強化された。Cf. D. H. Pennington and I. A. Roots (ed.), *op. cit.*, p. xxxv; C. Hill, *op. cit.*, p. 159. Cf. *ibid.*, p. 158.

a 土地処分の三方式と二つの段階

結論的にいえば、イギリス革命には、二つの土地処分方式があつた、ということが出来る。第一は、上院と下院の長老派との方式である。「ニューカースル提案」第一六条第八―十一項は、工党派所領の「公償償還と損害賠償とへの充当」を規定し、その比率をつぎのように決定している。――

- (i) ルパート王子以下五〇名とカトリック貴族、アイルランド反乱参画者等の所領の全額。(ii) 議會をすて、反議會決議に加わり、オクスフォード議會に列した議員の所領の三分の二、iii) 前項以外の議會をすてた議員の所領の二分の一、iv) 反議會

の官吏・判事の所領の三分の一、iv) 武器をとり自発的に通敵したものの所領の六分の一。(これらは長老派と初期独立派共通の汎議会派綱領であった四四年一月の『アクスブリッジ提案』の基本規定をほぼそのまま具体化したものである)。

だが長老派にあつては、このばあいの土地処分は原則として示談金徴収以上のことを意味しなかつたのである。というのは、われわれはすでに、長老派が下院ジェントリ議員の比較的上層をより多く含んだことについて若干示唆するところがあったのであるが、土地処分にかんする長老派の態度は、下院のこの層とあわせて上院の貴族層の(C・ヒルの表現をかれば)、「社会的保守主義」「私有財産権侵犯にたいする敵意」からくる没収―売却への反対、を反映していたからである。とくに長老派の背後にはまた Alderman 層を中心とした City Oligarchy があつて連繫していたのであるが、商人層のうちには「すでに革命以前に教会領・王領地を借り入れ」、自ら事実上の地主として保持していたかなりの層をふくんでおり、この層にとっては、売却に際しての土地購入は巨額の「資本」の土地への重複投資を意味したのでないし、他方国家にたいする主たる債権者としてのかれらの利益は、示談制度⁴⁾すでに差押え当初から実施されていた)―示談金収益によって保証されており、示談金支払いに余儀なくされた王党派地主による私的な所領売却においても、土地入手に債権者としての地位を有利に利用しうる立場にあつたから

イギリス革命の農業・土地問題解決とその歴史的意義

である。⁵⁾(このあとの売却にあつては、「私有財産権」は侵犯されない)。つまり上院―長老派の方式は、差押え sequestration―示談 composition―私的売却 private sale にあり、それによつて地主の「土地私有権」一般を擁護しつつ、国王大権の藩屏に打撃を与え、他方議会派ジェントリ(就中「上級ジェントリ」)とくにシティの商人層の債権と私的売却を通じてする排他的土地入手とを確保する体系であつた、ということができる。内乱当初から四八年二月のプライド・ペーじにいたる段階は、この方式が支配する(土地処分の第一段階)。

唯一の例外は、スコットランド軍への戦費支払いを直接の動機とし、ニュー・モデル・アーミーの給与要求に促進されつつ下院の急進派によつて主張された、王党派所領の全般的売却案を阻止するために、上院―長老派の許容した四六年一月の監督領の売却であつた。だがここでも、長老派方式の形式はすべてられたが、その原則的内実は完全に維持され貫徹されている(監督領の所有権は私的地主の土地所有権と次元を異にするものとして意識されたとくに注意)。売却案は、Commissioners for the Customs, the Merchant Adventurers Company, the East India Company, the Eastland Company 等と協議のうへ、議会の委員会によつて提案された。一〇月一三日の命令は、売却地をシティからの借款二〇万ポンドの担保として承認し、当該所領が「そのすみやかな売却のために、債権者に最

善の満足を与えようとする受領者に渡され、代金の収納にかんしては、同様の目的になつた財政担当者の手に渡されること」を規定した。事実一〇月九日の条令で指名された売却担当者 trustees のほとんどがシテアの Alderman 及び Common Councilor によつて構成されたのである。第I表をみられたい。

第I表 監督領購入者

階	層(職業)	%
1.	農村及び都市ジェントリ	30
2.	ロンドン商工業者	29
3.	ロンドン・ジェントリ	20
4.	ヨーマン、ハズバンド	9
5.	四法学院メンバー	8
6.	諸団体・倍倍・地方都市商工業者	4

G. B. Tatham, 'The Sale of Episcopal Lands during the Civil Wars and Commonwealth', in *Eng. H. R.*, 1908, p. 102.

ここに表示されたのは、現存するかぎりでの売買証書から概算された購入者分類である。売却の事情が示唆するとおり、監督領の購入に当つては、ロンドンに有利であり、購入者の四九% 約半数がロンドンの商工業者とロンドン・ジェントリによつて占められ、ついで三〇%は地方ジェントリであった。またこの両者に、ほぼ類似したグループとみなされうる5, 6を加えるならば、全体の九〇%強は、ロンドンと地方の商工業者とジェ

ントリまたはジェントリ類の層によつて占められていたことが知られる。これらの非農民的諸層(とりわけ Londoners)への排他的分配、ここに長老派方式の内実がみられる。しかも、監督領の売却は四七年から五九年にいたる長期にわたつたのであつて、同じ売買証書から算出される総計七二七件、六六万余ポンドのうち件数の六五%、金額の六〇%は、四九年以後ほぼ独立派支配下における売却に属するものであり(第I表はこの全期間についてのもの)、その意味では、監督領売却における長老派方式の右の「内実」は、ある程度まで、四九年以後の独立派による売却にも共通したものであったことが洞察される。

- (1) *The Propositions of Newcastle*, in S. R. Gardiner (ed.), *op. cit.*, pp. 302-303.
- (2) 拙稿「イギリス革命の主体」(前掲)参照。
- (3) C. Hill, *op. cit.*, p. 157.
- (4) *Ibid.*, p. 156.
- (5) 示談制度形成の経過を説明しておく。差押えの論理的帰結はいうまでもなく売却であった。しかしすでに土地処分当初から上院と結んだ長老派はこれに頑強に抵抗し、他方下院とくに独立派は、軍隊の給与要求の圧力をうけて、売却への動きを示した。こうした両者の拮抗のうちに、差押えの戦費調達必要は、各州委員会による示談制度(示談金収納による差押えの解除)の自然発生的採用をもたらし、すことになる。四三年八月一六日セントの州委員会による

示談制施行が公認されてのち、これが全国的に制度化されるにいたった。同時に下院は上院を排除して独力で下院議員とシティの商人層からなる示談委員会 *Committee for Compounding at Goldsmiths' Hall* を設立し、シティの諸カンパニーとの示談金を担保にした借款によって戦費運用を行うこととなる (C. C. C. I, p. 44)。(示談制とシティとの連繫がまず下院独立派を中心とした急進派によってもたらされたことを後論のために銘記された)。だが下院は同時に売却の方針をも推進し、四十六年末モュー・モテル・アーミーの解体とアイルランド派遣軍編成が問題となつたとき、王党派地主所領の売却を論議した。上院―長老派はこれを阻止するために、示談委員会の合法性を問題にし(四七年二月一日の上院の宣言)、結局二月八日の衆令によつて委員会を下院議員三〇名、シティ代表一〇名に上院議員一五名を加えて改組せられた (C. H. Firth and R. S. Rait, *Acts and Ordinances*, I, p. 914)。この上院―長老派は、売却の提案をとりし、示談政策の方向への發言権を確保したのである。Cf. C. Hill, *op. cit.*, pp. 182-184. 以上の経過のうち、示談制度による債権者利益保護の機構が自ら明らかである。示談委員会が、シティの金融業者の本拠におかれたことはまさに象徴的である。なお、四四年から五二年にわたる期間の示談金収益は、総額一、三〇四、九五七ポンドに達した。Cf. P. Hartacre, *The Royalists in the Puritan Revolution*, p. 66.

イギリス革命の農業・土地問題解決とその歴史的意義

- (6) 示談金は通常「この度の紛争開始以前に当該所領の有した真の価値にしたがつて」二年分の地代額に決定された (C. J., iv, p. 237)。示談者はその他 *Hartberdshers Hall* での五分の一税及び二十分の一税支払いを強制された。示談金の半額は即金のこりは六ヶ月以内に納めることとされ、滞納のばあいは利子分を含めて再度差押えられた。この峻厳さが、軍隊宿営負担、一般課税、差押え期間中の所領荒廃、収入減等とあいまって、示談に先だつて、王党派地主による所領の一部売却を余儀なくさせた背景であつた。私的売却による土地移動の規模は正確に算定しがたいが、かなり莫大なものと推定されている。なお私的売却においても、私的債権者の権利保護に留意されたのである。『示談委員会記録』C. C. C. から貸出されたところでは、購入者の半数は債権者であつた。Cf. C. Hill, *op. cit.*, pp. 164-165.

- (7) 私的売却の土地が王政復古におもむき回復されなかつたの故のためである。Cf. *ibid.*, p. 164.
- (8) Cf. *ibid.*, pp. 170; M. James, *op. cit.*, p. 82.
- (9) C. J., iv, p. 650, quoted in C. Hill, *op. cit.*, p. 184.
- (10) C. H. Firth and R. S. Rait, *op. cit.*, I, pp. 884, 880, quoted in C. Hill, *op. cit.*, pp. 170-171.
- (11) Cf. *ibid.*, p. 171. なお監督領売却にまつて二つのことを指摘しておく。第一は、四六年九月九日シティの Common Council がはじめて監督領売却を下院に提起したと

きつけた条件の一つ「旧債権倍増制」doubling——既保持額の同額を追加することによって全額保証される制度——の採用である。この制度は、債権者とくに Common Council の内部にその上層と、追加薩山の余裕なき下層との対立を惹起し、前者はよくに有利に運用された。Cf. *Ibid.*, pp. 169, 171; M. James, *op. cit.*, p. 82. 第二に、売却の際、四十七年九月一四日の条令によって、直接のテナントと三〇日間の先買権を与えたことである。(C. H. Firth and R. S. Raft, *op. cit.*, I, p. 1019). しかし販売価格(一〇年分地代と決定)はほとんど一括売却により巨額にのぼり、しかも購入代金の半額は八週以内に納入、違背の罰は、代金の三分の一の罰金を課されることになった一方、農民に対するならんらの実際的信用措置も構じられなかったのである(フランス革命との対比)。したがってうえの規定はほとんど空文にすぎなかつた。Cf. C. Hill, *op. cit.*, pp. 171-172.

- (2) Cf. G. P. Tatham, *op. cit.*, p. 91. なおこの論文を利用したものは、越智武臣、米田清治両氏の御好意による。
- (3) *Ibid.*, p. 108.

このような長老派方式にたいする全面的に対立した方式は、軍隊とくにレヴェナーズと結びついた下級士官・兵士によって提起される。軍隊は内乱当初から、給与支払に関係して、議会財政—土地処分問題に関心を示した。一六四六年夏のはげし

い給与要求と公然たる暴動状態とが、明らかに監督領の売却に促進的な役割を演じている²⁹。だがその結果はすでにみた通りであった。四十六年末から四十七年を通じて、兵士の昂揚はしだいに独立派上級士官による統制を麻痺させるところまで進む³⁰。まさにこの時点において提起された兵士レヴェナーズの綱領「軍隊の主張」が土地処分にかんしてかけるところはこうである——

「監督領売却のための「買取」人が指名されたときの状態は完全に腐敗したものである。議員・委員とその近親者だけが買取人となり、莫大な土地が売られたにもかかわらず、収益金は、ほとんどあるいは全くなかったといわれる。貴族・議員とその他少数の金もちたちが、巨額の未決済分を購入によって償還を許され、かれらの国家への借款の全額は返済されたのに、それ以外のものは窮乏のままに残されている。国家はまさにこの後者に大きな債務を負っているのである……監督領の売却は、再検討されること……」。シテイの「退職基金」とその他の土地に戦費負担が及ぼされるべきである「その土地は抑圧されている人民に負担をかけることなく兵士の未払い給与を支払うにたただけの巨額にのぼるであろう……：森林地、助祭・評議会議会領は、軍隊の未払い給与のために直ちに控除されること……：監督領の未売却分は兵士の恒常的給与に留保されるよう直ちに指定されること……」。

かれらの要求は、兵士の給与を土地で支払うこと、農民大衆の戦費負担の債権化³¹、「没収地にたいする」農民の細分売却への

要求を代表するものであった⁶⁾。農民的小土地所有創出という
レヴェナースの原則は、どこでも完全に維持をされてゐる。没取
confiscation—細分売却 parcelled sale による農民への土地分
配の体系、これがかれらにならうと提起された。(長老派方式と
その形式におつても内実におつてもきつた) 対照をなす) 革
命の第一の土地処分方式である。

- (1) もともと示談そのものが軍費として軍隊の給与を支つたの
必要が関連してゐた(C. J. III, p. 627; iv, pp. 307, 312,
602)。そして示談委員会が設立された。軍隊財政を管掌する
よつになつて以後、軍隊は同委員会による土地処分のあり
方に重大な関心を示すようになった(C. J. iv, p. 342; C.
C., I, pp. 36-37)。「リカー・モヤリッジ」から四
十七年八月のロンドン進軍にいたる軍隊から議會への一連の
請願が、土地処分にかんする軍隊の要求を伝えてゐる(C.
J. iv, pp. 171, 314, 404; v, pp. 61, 120, 141, 173, 182,
211, etc.)。 Cf. C. Hill, *op. cit.*, pp. 174-175.

(2) Cf. *ibid.*, p. 174.

(3) レヴェナースと結びつた軍隊激化は、第一次内乱終結
のち四七年にかけて議會(長老派)がニュー・モデル・
アーミー解体を策し、未払い給与問題をマイルランド派遣
軍徴募にすりかえんとしたことを契機に顕在化した。それは
結局兵士層による無条件妥協派士官の追放から、兵士代
表「アジテーター會議」Council of the Agitators による
事実上の全軍掌握の事態を経て、独自の綱領をかかげた兵

士層対独立派士官層の「エントニー會議」における激案にま
り倒産する。そのあたり cf. J. Frank, *The Levellers*, pp.
108-134; M. A. Gibb, *John Lilburne, the Leveller*, pp.
160-186; A. S. P. Woodhouse (ed.), *The Puritanism
and Liberty*, Introduction, pp. 396-409; D. W. Peto-
rsky, *The Left-wing Democracy in the English Civil
War*, pp. 54-120.

(4) *The Case of the Army truly Stated*, in D. M. Wolfe
(ed.), *Leveller Manifestoes in the Puritan Revolution*, pp.
212-215.

(5) 大衆負担は各種の臨時税(入頭税のほか、過税(四
二年二月二日条令)、強制国債(四二年六月条令)、八%の
利子で償還を約束)があり、とくに軍隊宿營の負担がも
とも深刻であった。後者は兵員の給与から支払われること
になつてゐたが、軍隊自身が給与未払いつき(四七年三
月現在、歩兵一八週、騎兵四三週をうけてゐた)の实情で
は、大部分が不確定な債権として残されたのも当然である。
Cf. D. H. Pennington and I. A. Roots (ed.), *op. cit.*, pp.
xxix-xxxv, xlii-xliii; S. R. Gardiner, *History of the
Great Civil War*, III, p. 225. これらの負担にたいする農
民層の具体的な不満は、たとえば四七年サリーのフアーマ
ーのときの請願に語られてゐる。——軍事負担が、軍隊
のロンドン進撃以来二倍になり、しかも地主が全くこれを
負担しないばかりか、混乱を利用して地代を三倍にのり上

げ、借地契約のとり上げを行うため、なおさら「今日では、われわれ自身と家族およびわれわれの雇っている多数の労働者にとって、ほとんど生活の糧も残されていなくなつた」。

『The Agreement between the Commissioners of Parliament and his Excellency Sir Thomas Fairfax』, in C. Hill and E. Dell (ed.), *op. cit.*, pp. 419-420. ナマヨースに於ては、この種の債権にたいする配慮は、兵士と一般農民とを結びつけるうえで決定的な重要性をもていた。リルバーンは兵士に呼びかけていう、「諸君の宿営に支払う金を要求するように……その金がなければ、軍隊は急速に貧しい農民大衆の好意を失うだろう」(John Lubbock, *Advice to the Private Soldiers* (1947), quoted in D. W. Petoorsky, *op. cit.*, p. 99. またこの点で、没収地を同有化し、「貧しい人々に貸して活用させる」というこの革命でユニークな提案をかかげたピーター・チェンバレンが、それを論拠づけたときの言葉は興味深い。「軍隊は少数の士官層を除けば貧乏人〔からなっている〕。〔もし没収地が売却されるならば、その金はどう処理されるのか。泥棒に追銭するためにか……金持ちはおおこのうえに支払いをうけ、貧乏人は税金をかけられるのか。貧乏人も金持ち同様債権者である〕(傍点引用者)。Peter Chamberlen, *The Poor Man's Advocate* (1649), in C. Hill, and E. Dell (ed.), *op. cit.*, pp. 421-422.

(6) C. Hill *op. cit.*, p. 157. またレヴェナースが地方でおこ

なつた細分売却のための農民組織化の具体例については、cf. J. Thirsk, 'The sales of Royalist Land', in *Eco. H. R.*, 1952, p. 202, n. 3.

第三の方式は、下院とくに軍隊士官層―独立派の要求である。「建議要綱」第一五条は、王党派にたいする大赦除外規定について『ニューカースル提案』の条項をそのまま承認し、所領処分についてのみ示談につきの限界を設定した――

(i)―さきの『ニューカースル提案』説明の記号に照応、以下同じ―は三分の一まで、(ii)四分の一、(iii)六分の一、(iv)八分の一、(v)十分の一をそれぞれこえないこと。

つまりかれらは一面では、長老派の示談制度への傾斜を示し、他面では、没収―売却体系への参加を表明したのである。この態度は、長老派方式がソティの利益を優先させることにたいする地方ジェントリの不満³⁾、軍隊士官層(軍服をきた小ジェントリ)の給与―土地要求を反映するものであった。だがその直接の動機は、兵士層の要求を、形式的にでも包摂しうるものを提示しないかぎり、軍隊を掌握しえなくなつていたという事情である⁴⁾。C・ヒルの適切な表現をかればこうである、「クロムウェルと上級士官層が一六四七年五月に、軍隊の先頭に立ったのは、軍隊内のこの昂揚する経済的的革命――レヴェナースがそれをおもに危険な水路にみちびいた――を方向転換させるためであった」。この一時的に一致した軍隊の圧力が、かちとった唯

一の成果は、四七年一二月二四日の条令によって決定された未払い給与を土地（さしあたり助祭・評議会領）で支払うことを約束した土地債券 *debtentures* の発行である。だがこれも結果的には、フランス革命におけるアッシンヤ券とは逆に、購入者の巾をせざるものとなった。というのは、四七年末パトニーでの激突のち、挑発された兵士レヴェラーズの烽起が敗退し、同時に四八年二月の内乱の再発（第二次内乱）とあいまって、助祭・評議会領の売却が延期されるにいたったからである。兵士層は困窮から、額面をはるかに下まわる価格で債券を手離さざるをえず、四九年までにその大部分は、主としてミティ・グループ、議員とくに軍隊士官層の手に渡った。ブライド・メージと四九年のレヴェラーズの決定的敗北によって、独立派士官が権力を掌握したとき、条件は完全にととのえられていたのである。四九年六月債券保持者は、助祭・評議会領に旧債券倍増を許され、他方士官・會議の要求によって、直接のテナントによる三〇口以内をかぎつての土地債券による優先購入権の行使をも禁止するにいたった。「かくて小さな旧兵士が土地を買う唯一の望みも消え去った」のである。つまり独立派の方式は、没収 *confiscation*—売却 *sale*（一部没収 *sequestration*）購入者の巾を地方ジェントリとくに軍隊士官層（小ジェントリ）まで拡大し限定する体系（長老派方式の小ジェントリ的修正版）であった、ということが出来る。ここにレヴェラーズの方式は

イギリス革命の農業・土地問題解決とその歴史的意義

否定され、長老派のそれは汲取された。四九年以後の段階は、これらの方式が支配し（土地処分第二段階）、あいづいで売却の条令が發布される——助祭・評議会領（四九年四月三〇日）、士領地（同年五月九日）、王党派地主所領（五二年七月一七日）、五二年八月四日、同一一月一八日）、王有林（五二年一月二三日）。

(1) 但し『建議要綱』では、「ニューカースル提案」第一六条にある「敵軍盟約」への加盟を大赦の条件とする規定だけはふかれてゐる。

(2) *The Heads of the Proposals*, in S. R. Gardiner (ed.), *op. cit.*, pp. 322-323.

(3) Cf. C. Hill, *op. cit.*, p. 171. Edward Roberts より Henry Oxinden にあてたうきの一文は興味ぶかい。「ロンドンの連中は、このこと「監督領売却」では地方全体をたいしてきわめてひどい態度をとっている。かれらはただ自らの権権だけをとりこみ、他を犠牲にして利得をえようとしている。まるでこの有益な条令は、ロンドンの繁栄のためだけに制定されたかのようである。だれ一人地方にかき送って、金を準備することができないうちに、かれらは大急ぎ二〇〇、〇〇〇ポンドの「借款」を契約したのである」D. Gardiner (ed.), *Oxinden and Pympton Letters, 1642-70*, p. 96, quoted in *ibid.*, p. 171.

(4) 四七年三月にすでに二九名の士官は議会は（長老派）と妥協し、軍隊無条件解散に同意した。Cf. D. W. Patajarsky,

op. cit., p. 93. しかし兵士激化のなかで大多数士官のこうした態度は、かれらが兵士と同調するに当って出した議会への「士官の弁明」に明らかである。かれらの立場が議会にたいする抗命や条件のおしつけにあるのではないことを強調して言う、「請願はもとと兵士層から出たものであり、われわれはただわきで兵士のやり方を規制し、できるかぎり一切の不快事ごとく除こうと努力したにすぎぬなり」と。
J. Rushworth, *Historical Collections* (1659-91), vi, p. 649, in C. Hill and E. Dell (ed.), *op. cit.*, p. 344. この態度は、さきに見た下院（とくに独立派）による売却案推進にも共通している。四六年七月 Reynolds は上院に語った、「もし上院が売却を拒否するなら」かりにアイルランドが失われ、……軍隊が未払い給与の支払いをうけず、したがって解散せず、そのため……債権者に満足を与えられぬような事態になつたとしても」その責は下院にはない」と。
L. J. viii, p. 442, quoted in C. Hill, *op. cit.*, p. 170.

(5) *Ibid.*, p. 175.

(6) *Cf. ibid.*, p. 175.

(7) Cf. M. James, *op. cit.*, p. 86. 土地債券ははげしい投機の対象となった。四八年六月二〇日の条令は、債券の担保を再保証し、むしろその流通を促進した。またレヴェンヤーズの「マンフレットはいうー土地債券は」議員の代理人に売る以外にどうにもならない。かれらは代理人をつかって、それを「ポンズにつきたかだか三シリングないし四シリン

グで買い集めている」。上級士官たちは「自分とその追従者とで、只あるいは只同然で旧王領地の独占的所有者たらんとしている。だが、かれらがわれわれの土地債券を買い集める金は、国民に説明できない金であることを銘記しておかねばならぬ」。The Leishers Vindicated, p. 7, quoted in C. Hill, *op. cit.*, p. 186, n.

(8) C. J., vi, p. 323, quoted in *ibid.*, p. 150.

(9) *Ibid.*, p. 190.

(10) 第一に長老派方式との形式上の継承性という点は、たとえ王党派地主所領の売却に先だつて、五〇年一月二五日の条令により、示談金滞納者への差押え処置の強化を決定する、というかたちで、依然としてまず差押え—示談を先行させたことに示されている（武嶋夫、前掲論文一八四ページ参照）。第二に、その「内実」の点においても、売却執行の担当者（feoffees, trustees, contractors）が依然主としてランデン商人層に占められたけでなく、たとえ五〇年の一条令は、抵当権設定者に代つて抵当権者が示談するのを許し（C. H. Firth and R. S. Raft, *op. cit.*, II, pp. 402-3）、また四九年八月には、「以後監督領購入者はンテム・カンメニーの手形（Goldsmiths-Hall Bill, Weavers-Hall Bill）を支拂ひを許す（*ibid.*, II, p. 237）等、債権者となった Londoners の利益の保証もまた継承した。Cf. C. Hill, *op. cit.*, pp. 183-185. これらのことは売却の結果（後述）に反映してゐる。

b だれが土地をえたか

以上の経過からすでに、四九年以後の売却によってだれが土地をえたかは明らかである。四九年四月の条令によって、助祭・評議会領が売却されたとき、その八一％は軍隊とくに士官層に先取指定されていたのであった。結局、助祭・評議会領の主たる購入者は、ジェントリ、ロンドン及び地方の商工業者と軍隊士官層であったと算定されている。五〇年五月に西部を旅行した王党派のキーン大佐は、士官の大部分が王領地、助祭・評議会領によって満足を与えたが、兵士層は給与未払いつづきで不満であった、と伝えている。兵士層農民が購入から排除されたことは、売却全体にわたって、販売価格が一括売却制度によって、一般にきわめて高額であったこと（たとえば監督領、助祭・評議会領ではそれぞれ、一件当たり平均価格が九〇〇ポンド以上、一、五〇〇ポンド以上であり、一〇〇ポンド以下の販売例は、わずかに前者で四例、後者で六三件中二例にすぎなかった）と、他方ヨーロッパの富裕部分においてすら年収四〇ポンドという当時農民の購買力水準の低さとの対比においても明らかである（監督領購入者中農民はわずかに九％にすぎなかったことを想起。第I表）。四九年七月一六日の王領地売却の条令は、売却担当者を議会に指名推薦する権限を士官層支配下の軍隊、会議に与えた。結局、史料の現存する計一四二万余ポンドの売却地について、その購入者を見ると第II表のとおりである。金額

イギリス革命の農業・土地問題解決とその歴史的意義

第II表 王領地購入者1649—59

	金額 £	%
直接のテナント	114,274.7	8
本来の債権者	1,152,165.8	81
債権譲受者	158,451.6	11
計	1,424,892.1	100

S. J. Madge, *The Domesday of Crown Lands*, p. 251.

ここで、兵士層が排除されたことは、さきのキーンの証言が示している。また、五二年一月二日の王有林売却の条令では、その収益の相当部分を、指名された士官のグループに留保した。王党派地主所領の売却については、五一年七月一七日の条令で七三名、五二年八月四日二九名、十一月一八日六七八名、計七八〇名の所領売却を決定した。示談委員会記録に現れたかぎりでの購入者の構成は第III表のとおりである。すなわち購入者総数一三八名のうちロンドン商工業者が過半数を占め、ジェントリ及びこの両者に近似のグループを加えると、一二三名八九％となり、農民的要素は「借地人」を合せても、一〇％余にすぎない。もっとも右の数値が史料の性質上、議会の売却

にしてはほぼ九〇％強は、本来の債権者またはほんらかの手段で債権を入手したもの（債権譲受者）の手に帰し、直接テナントの購入額は、わずかに八％にすぎなかった。前者の大部分はおそらく、シテイの商人、ジェントリ、士官層であり、後者は農民と推定してほぼあやまらないであろう。

第Ⅲ表 王党派地主所領購入者

	購入者数	%
貴族とジェントリ	13	9.42
ロンドン・ブルジョア	70	50.73
債権者と富裕者	10	7.25
士官	19	13.77
官吏	11	7.96
借地人	10	7.25
農民的保有者	5	3.62
計	138	100.00

担当者から直接購入したもの（一次購入者）を主として表示しているとするれば、売却の結果を性格づけるためには、転売（二次売却以降）によるその後の移動を考慮しなければならぬ。第Ⅳ表は、東南部一二州について、転売の結果を反映させた数字である。だがここでも、ロンドン商人と地方ジェントリが圧倒的に多く、王党派代理人を含めて、同様な近似グループを合算すると八一%、第Ⅲ表とほぼ等しい傾向を確認しうる。しかもこの部分とくにロンドン商人の購入額が一般に五〇〇ポンド以上だったのたいし、他方ヨーマン・手工業者のそれは、一般に五〇〇ポンド以下の少額であつて、一六%という人数の比率が表示するよりも、獲得した土地の比率は、はるかに小さかつたのである。これと対照的に、王党派地主による土地回復に注

第Ⅳ表 一六六〇年現在売却地所有者(東南部)

階層(職業)	人数	%
王党派地主代理人	20	8
議会派官吏・土地被与者	18	7
ロンドン商人	79	31
地方ジェントリ	66	25
ジェントリ	13	6
ロンドン・ジェントリ	7	3
地方ヨーマン、手工業者	41	16
法律家	4	1
不明	9	3
計	257	100

意されたい。サースタによれば、この種の動きは、クロムウェル政権によって意識的に黙認されたのである。買戻しを示談の変形とするならば、それは本来独立派方式に内包されていたとみることが出来る。第Ⅳ表に示されたこれらの傾向は、全国的に、他の地方（たとえば北部のランカシャー）にもほぼ共通する普遍性をもつものであつた。

では、これらの土地処分の結果は、どの程度の規模に達するものであつたか。これを示す正確な数字はいまのところ与えられていない。ここでは主要なものについてののみごく暫定的な数字を第Ⅴ表に概括しておこう。恐らくこれらは現実のそれをかなり下回る過少値と推察される。だがともあれ、以上総じて革命期に、私的売却を別にしても少くとも総額一、四〇〇

J. Thirsk, 'The Sales of Royalist Land', in *Eco, H. R.*, 1952, p. 206.

第V表 売却地規模概数

教会	領	£'000
監督	領	2,420.2
助祭・評議	職	1,411.9
下級僧	計	6,203.6
小		10,035.7
王領	地	
王領	地	1,464.4
永代借地	地	0.7
小地主計	地	528.8
王党派地主	所領	1,993.9
一般所領	地	2,245.0
一森	地	7.8
小計	地	2,252.8
合計		14,282.4

S. J. Madge, *op. cit.*, pp. 69, 71, 256 より作成。

万ポンドにのぼる土地が、議會―独立派政權指導のもとに、国王、教会、王党派地主の手から、主として、シティの商人層、ロンドンと地方のシェントリ(議會派シェントリ)、軍服をきた小シェントリ―軍隊士官層の手に渡った、と結論づけることが出来る。

- (1) Cf. C. Hill, *op. cit.*, p. 177, なぎ四月三〇日の条令は、価格を一二年分の地代額と決定し、直接のテナントに三〇日の先買権を与えた。しかしこのあとの点が早くも六月に士官層の要求によって否定されたことはすでにみたとおりである。
- (2) 武場夫、前掲論文一八三ページ参照。
- (3) *Calendar of State Papers, Dom.*, 1650, p. 154, quoted in *ibid.*, p. 179.

イギリス革命の農業・土地問題解決とその歴史的意義

- (4) Cf. G. B. Tatham, *op. cit.*, pp. 104-108; C. Hill, *op. cit.*, pp. 181-182.

- (5) C. J., vi, p. 189, quoted in *ibid.*, p. 177. 結句 Lord General & Council of War 及び議會より計一三名が

指名されたが、そのうち財政担当者四名全員がシティの Aldermen であつたことは、すでにふれた点とあわせて、独立派方式の内実を理解するうえで銘記するべきである。

Cf. S. J. Madge, *op. cit.*, pp. 77-91, esp. 80.

- (6) Cf. *ibid.*, pp. 191 ff., 251.

- (7) 第VI表は、王領地購入者について、購入規模別に五つのグループに分類し、テナント、債権者、債権譲受者の三者の各購入金額が、それぞれのグループに占める比率を算出して、同時に各グループの合計金額が売却総

第VI表 王領地購入規模別分類

	— £100	£101 —500	£501 —1,000	£1,001 —10,000	£10,000 +
直接のテナント	83%	46%	21%	8%	—
債権者	9	28	55	77	100%
債権譲受者	8	26	24	15	—
計 (総額 100)	100 (0.5)	100 (3.7)	100 (6.2)	100 (57.2)	100 (32.3)

S. J. Madge, *op. cit.*, p. 252. より算出。

額中に占める比率を()内に表示したものである。テナントは五〇ポンド以下の二つのグループとくに一〇〇ポンド以下で大きな比重を占めるが、この二つのグループの全体を合計しても総額の四〇%そこそこであり、他方総額の九五%強をなす五〇〇ポンド以上の三グループとりわけ一、〇〇〇ポンド以上では、賃権者が圧倒的な比重を占める。つまり一般に、少額販売ほどテナントたる購入者が多かったが、少額販売それ自体が、ここでもとるに足らぬほどその例が少く、総じて巨額の一括販売が支配的であった。

(8) Cf. C. Hill, *op. cit.*, p. 178, また王有林売却の経過に「*cf. St. J. Madge, op. cit.*, pp. 239 ff.

(9) Cf. M. James, *op. cit.*, p. 82. なお王党派地主所領の売却について三つのことを付記しておきたい。第一に、うえの三条令で売却を指定された王党派の八〇%はジェントリであり、しかも、示談委員会記録にみられる六二五件の売却中三六二件約半数は、北部四州であった。Cf. C. Hill, *op. cit.*, p. 182. (ゆなみに共和制期を通じて土地を没収された王党派地主の数は総計一、六七七人に達する。Cf. M. James, *op. cit.*, p. 85.) 第二に、売却地は、アイ

ルランド遠征のための借款一〇五万ポンドの担保をなされてきたこと。Cf. C. Hill, *op. cit.*, p. 181. 第三に、五二年の二つの条令では、下院の決定によって、直接のテナントの先買権すら規定しなかつたこと。Cf. M. James, *op. cit.*, p. 82. あとの二点の意義については、もはや多言を要しな

い。

(10) エス・イ・アルハンゲリスキーによって算出されたもの。武嶋夫、前掲論文、一八六ページ所引。

(11) Cf. J. Thirsk, *op. cit.*, pp. 190-191.

(12) 第Ⅶ表は、第Ⅳ表に示した二五七名中購入金額のわかる二三四名を、その規模別に分類したものであり、()内は二次以降の購入者数を示す。ここから次のことを指摘しよう。第一に、ヨーマン、手工業者の購入額の大部分は五〇〇ポンド以下であり、他のグループとくにロンドン商人がこれと対照をなすこと。第二に、二次以降購入者についてみると、ヨーマン、手工業者の多くがそれに含まれるが、地方ジェントリの方が絶対数においては多く、ロンドン商人、その他のジェントリを合せるとやはり全体の五分の三以上がこれらの層によって占められる。また金額についても、二次以降では、少額が多くなるとはいえ、ロンドン商人、ジェントリのうちにはやはり、五〇〇ポンド以上購入者を相当数含んでいるのたいし、ヨーマン、手工業者はほんのわずかである。ここでも売却全体の性格づけを変更すべきほどのものはみられないこと。

(13) *Ibid.*, pp. 192-3.

(14) Cf. *ibid.*, p. 188.

(15) この土地移動を性格づけるうえで、売却地の八〇%がドーンとノッチンガムシャーを結ぶ線の北西地域(後進地帯)に属した、とどう事実が示唆的である。Cf. C. Hill,

第Ⅷ表 王党派地主所領購入規模別分類（東南部）

	— £100	£101 —500	£501 —1,000	£1,001 —5,000	£5,001 +	計
王党派代理人	1	4	4	7	1	20
議會派官吏、土地被 与者	—	5	4	5	1	15
ロンドン商人	6(5)	12(8)	20(1)	24(3)	8(3)	70(14)
地方ジェントリ	15(12)	24(12)	2	22(6)	3(1)	66(31)
ジェントリ	—	4(2)	11(2)	1	1	17(4)
ロンドン・ジェント リ	—	1	2(2)	1	—	4(2)
地方コーマン、手工 業者	13(1)	21(15)	3(2)	—	—	37(29)
法律家	—	3(1)	1	1	—	5(1)
計	35(28)	74(33)	47(7)	61(9)	14(4)	234(81)

J. Thirsk, *op. cit.*, p. 207, Table II, III. より作成。

イギリス革命の農業・土地問題解決とその歴史的意義

op. cit., p. 182. また前記註⑤をみよ。

⑩ これら諸層の土地「飽満」とクロムウェル政権の保守的傾向、兵士—農民—レヴェラーズの小土地所有創出の要求拒否という土地処分への帰結、それに起因する独立派—軍隊の大衆的基盤喪失と王政復古(小ジェントリからの、貴族・大ジェントリによる政治的首導権奪還)の容易さと不可逆性、等の関連を指摘しよう。 Cf. *ibid.*, pp. 178-179, 182.

C 地主的近代化の強行

うえにみたかぎりでは、イギリス革命の土地処分は、地主的土地再分配に終った、ということが出来る。いな、すでに革命期における王党派地主による土地買戻し、さらには、王政復古による土地回復を考慮するならば、それすらはるかに意義少いものとなるであろう。だがイギリス革命の土地処分は、実際にはそれ以上のことを意味していた。土地処分のあらゆる段階において、農民の土地保有にたいする攻撃と地主的近代化が強行されたこと、そこにこの土地処分の全本質が集約されているのである。領主権の「温存」と、それを前提した「改良」(improvement)の二つがその核心をなしている。

第一に、差押えそのものが、州委員会による領主権の代行であった(四八年の条令は、差押え地におけるマナ裁判所 Court Leet, Court Baron の復活・強化をすら指令している)。したがって差押え収入とはまずなによりも、地代収入にはかならなかったものである。ここから当然、財政上の必要は不可避的に、

地代極大化の努力と結びつくことになる。州差押委員会は、「本来の地主が……なしたてであるうように」所領をできるかぎり「改善された地代」で貸し出す権限を与えられ、五〇年の命令は、「当該所領が国家の最善の利益になるように、どの程度改善されうるか」に配慮することを命じた。この「改善」は当然委員会自身による佃いこみにまでおよぶ。第二に、示談は、示談金支払いを余儀なくされた王党派地主によるその負担の農民への転嫁と、農民の土地保有にたいする攻撃を通じての、これらの「旧態地主」から「改良に熱心な地主」への転化とを、多かれ少かれ伴った。没収・売却によってこれらの所領が縮小されたときにも結果は同じであった。第三に、売却は領主権の譲渡として行われ、その際、検地官による農民の土地保有権、不動産権利證書の審査を伴い、文書証拠によりも慣習に依存することの多かった農民の諸権利の不確定性を、領主権に有利に決着する機会となった。一般に購入者は保証された領主権を最大限に利用し、地代つり上げと佃いこみを実施した。シ・イムスによれば、購入者の最良のもので、農民の「慣習権の漠然とした点に、法的照明を当てようとした」のである。農民は「購入者をこのうえなく憎んでいる」というのは、かれらはまたとない圧制者であって、益しいテナントたががれまが享受してきた特権や自由をすべて取上げてゐるからである。トビヤー一証言の語るところは、多かれ少かれすべての購入者に妥当する。

第四に、四六年一〇月九日の命令は、監督領に附随する軍役義務の解消を宣言し、他方三代または二一年を越える農民の長期借地権の撤廃を規定した。同様規定は、四九年の勅察・評議会領の売却に踏襲され、さらに王党派地主所領の売却に先だつ差押え強化の二条令(四九年四月、五〇年一月)においても、それぞれ三年及び七年への有効借地期限の短縮が行われた。購入地の近代的私有権の確認とりわけそれと対極をなす農民保有権の劣悪化、これがすべての売却地に妥当することはすでに明らかである。そして最後に、五四年クロムウエル―國務院は、森林地佃いこみに関連して、「この目的にとってすべての共有地は破壊的である」旨を明らかにし、さらに五六年議會が、佃いこみ規制法案をコービーホルド安定化のための三法案もろとも葬り去ることによって、佃いこみを合法的なものとして法認したばかりか、その権力による積極的推進をも宣言したのである。

(1) C. H. Firth and R. S. Rait, *op. cit.*, I, p. 1181, quoted in M. James, *op. cit.*, p. 83.

(2) 四三年三月二七日の「差押命令」は、「差押委員会が」地代ならびに地代延滞金を収納する権限を与えられ、「また「テナントその他は、本命令によってその地代を、前記差押え人に支払うことを要す」旨規定している。C. H. Firth and R. S. Rait, *op. cit.*, I, pp. 106-108, in C. Hill and E. Dell (ed.), *op. cit.*, p. 283.

(3) C. H. Firth and R. S. Rait, *op. cit.*, I, p. 107, quo-

led in C. Hill, *op. cit.*, p. 188.

- (4) 'The Act of 25 January 1649-50', quoted in *ibid.*, p. 186. マナ裁判所の復活と平行した委員会による地代つり上げは、ほとんどすべての州でこころみられている。もっともその成功の度合は農民の抵抗の強さや委員会の構成によってかなりずいぶん様ではなかった。ジェイムズの上げた事例についてみると、ワイルトシャ、ケンブリッジ二州では効果が少なかったが、全体としては結局かなり強引に推進されており、とくにルトランド、カーナヴァン二州では、中央からその行きすぎを制しせざるをえなかったほどである。その他のマナ単位での具体例を含めて、cf. M. James, *op. cit.*, pp. 83-85. 但し逆に地代が下がっている事例とくにマナ裁判所が閉かれなかった事例ももちろん存在する。しかしこれらは、革命期特有の秩序攪乱の状況、とくに当該土地が王党派所領であったことからくる農民抵抗のつよき、委員会による土地経営の公的集団通有の系統性の欠除、また一時的に譲歩せざるをえない政治条件等の、短期条件の存在を考慮するとき、恒久的なものともみる十分な根拠はなおないように思われる。内乱の終結と四九年のレヴェュエラースの敗北以後農民の状態は一般に悪化した、というC・ヒルの結論が示唆するところに注意されたい。C. Hill, *op. cit.*, p. 191.

- (5) たとえばスタフフォードシャの委員会による具体例について、cf. D. H. Pennington and I. A. Roofs (ed.), *op. cit.*,

イギリス革命の農業・土地問題解決とその歴史的意義

pp. xxxvii, 56, 98. また九七年六月の条令は「森林検地官に『王家の所領土地』たてられた『小藩』とよむ地代または賦役」を調査し、「またそのうちどれだけが存続をせむれあるかは取壊されるのが適當と思われるかについて確定せること」を命じつゝる (C. H. Frith and R. S. Kait, *op. cit.*, II, p. 116)。そこで「立法は実践のあとから続く」のであって、こうした努力はするに早くからつたるところでなされたのであった。Cf. C. Hill, *op. cit.*, pp. 186-187.

- (6) 示談金の転嫁にかんする当時の証言は、たとえは、cf. J. Cook, *The poor Man's Case*, (1648), pp. 71-72, in C. Hill and E. Dell (ed.), *op. cit.*, pp. 418-419; Richard Heyrick, *Queen Esthers Resolve*, quoted in C. Hill, *op. cit.*, p. 167. また個々の王党派地主による地代つり上げ、共同権の侵害―開きこみ等の具体例については、cf. M. James, *op. cit.*, pp. 88-89; C. Hill, *op. cit.*, pp. 167, 186.
- (7) Cf. *ibid.*, p. 167.

- (8) Cf. *ibid.*, pp. 172, 186, 191. 農民保有権の審査は、監督領、助祭・評議会領、王党派地主所領の各売却条令に規定された。検査官は、軍隊をつかつての、強制執行権を与えられてゐる。但し王領地売却条令ではうえの規定はみられない。とはいへ、それは原則上のもではなく恐らく四九年のレヴェュエラース、デイガーズ撤化にたいするたんに一時的な便宜的配慮の結果とみられる。武暢夫・前掲論文一八

六メーシ参照。

- (9) 恐らく五〇年代を通じて農民の請願のなかに語られているようにも広汎で深刻な声は、土地購入者にとたいする非難である。事実、「徹底的な荒廃なしには負担しえないような地代をとりたててつくる」(C. G. C., III, p. 1925)「地代が「最近二〇〇ポンドから四〇〇ポンドに増額された」(ibid., IV, p. 2731)「農民は「共同地及び放牧地を失ったばかりか残余の土地の囲いこみを強いられ」コビーホルドにかんして「不当な条件を課された」ため、「迅速な救済が行われねば、イナは全面的な人口減少の深刻な危機に直面してつくる」(Calendar of State Papers, Dom., XIII, 227) などの事例はほとんど枚挙にいとまがなからばやぶらぬ。 Cf. M. James, *op. cit.*, pp. 87-90; C. Hill, *op. cit.*, 186-188, 192.
- (10) M. James, *op. cit.*, p. 90.
- (11) *Thurloe State Papers*, I, p. 633, in C. Hill and E. Dail (ed.), *op. cit.*, p. 416.
- (12) Cf. C. Hill, *op. cit.*, p. 172.
- (13) 武暢夫「前掲論文一八四メーシ参照。但し王領地にかんしてのみこの規定がならぬことは、さきの保有権審査規定にさうして同様であらぬ。
- (14) *Calendar of State Papers, Dom.*, 1654, pp. 71-72, quoted in C. Hill, *op. cit.*, p. 192.

このようにして、土地処分を通じて、議會、差押委員会、國

務院自身が、地主的「改良」の先導役を演じ、さらに購入者がそれを多かれ少かれ実践した。よくいわれるように、よしんばその程度を誇張してはならないにしても、土地処分が、革命につづく世紀の、議會権力に後援された近代化の、原型を陶冶する場となったこと、これは否定できない。王政復古によって売却地の大半が回復されてのちも、復帰した地主たちは、(革命がかれらに課した諸条件——差押え、示談金支払い、所領売却等による経済的衝撃——に、自らの軀身を促進されつつ)この同じ道を歩まざるをえなかったのである。

(1) Cf. C. Hill, *op. cit.*, pp. 195-196.

む す び

(最後に、これまで四つの小稿にわたって検討してきた全分析の帰結を、その歴史的意義の評仙の観点から簡単に総括しておきた)。

イギリス革命は、絶対主義大権から議會主権へのまぎれもない主権の移動(政治的上部構造の核心における変革)を実現した。それは同時に、大権に整序された封建的法—所有体系の破産による近代化に適合的なあるいはその前提となる法—所有諸関係の創出によって伴われた。前者は後者の実現を政治的に条件づけ、後者は前者を物的に実体的ならしめるものであった。この革命のブルジョア革命としての一般的核心は、まさに右の

点にある。だが、一国のブルジョア革命における農業・土地問題解決の歴史的個性は、農業近代化のための障害の除去（封建的土地所有の廃棄）一般にあるのではなくて、これらの障害をどういうふうに除去するか、どういう階級が、どういう方法で、この除去を実行するかにある。イギリス革命の革命勢力内部における政治闘争は、この問題をめぐる対立を、領主的土地所有と農民的土地保有との私有権化のための二者闘争の対抗として反映していた。しかもそれは、この革命の革命事業の全過程の根底を、したがってまたその帰結を左右するブルジョアの革命権力の相異なる二つの形態と規定的に関連する問題であった。

結局ここでは、農民的農業・土地綱領を推進した小ブルジョア・農民勢力は敗北し、議党派ジェントリが権力を掌握することによって、かれらの地主的農業・土地綱領の貫徹をみたのである。

議党派ジェントリの勝利とレヴェラーズの敗北こそ、イギリス革命の「保守的性格」を決定したのである。

イギリス革命によって成就された改革の核心は、領主的土地所有の近代的所有権（私有権）としての法認と、農業改良（開いこみの自由）の宣言である。この改革の意義を評価するためには両者の関連を切り離してはならない。資本主義的農業生産の展開のためには、生産力の発展にたいする障害の除去は、無条件に必要であり必然である。領主的土地所有と農民の零細経営―共同体的諸関係との伝統的態様は、ともに廃棄されねばならない。

イギリス革命の農業・土地問題解決とその歴史的意義

困い、こみの自由―共同体の破壊を宣言したクロムウエルのジェントリ的「土地清掃」の体系が、進歩的な資本主義発展の線にそうものであることは、全くうたがいない。だがこのジェントリによる改革の歴史的個性は、この「清掃」が、全く「地主の利益に合致している」ということ、それが土地の旧領主権者による私有地化と結合し前提しているということにある。この改革は、地主的土地所有を維持し、今や私有権に内包せしめられた旧領主権を共同体の破壊に動員し、かくして資本充用の場を創出することを通じて、土地所有の経済的内実を脱皮させることによる、上からの地主的な問題解決のための改革である。³⁾

それは農民的ではなく、農民と対立して地主によって、農民的土地保有の私有権化―農民的分割地所有の一般的成立を拒否することによって、成就されたのである。私有権として行仮される「領主権」こそ、地主的「土地清掃」のための地主的暴力の基礎、かの「農業革命」の「暴力的桿杆」であった。革命はそれに、合法性という聖水をふりかけたのである。⁴⁾ 修道院解散と第一次困いこみ運動とは、地主的「土地清掃」の第一の、だがなお立法に抗して「個人的暴行」として行われた、歩みであったとすれば、革命につづく世紀の、議会による『困いこみ法』 Enclosure Acts の施行は、その第二の、国家により聖化された巨歩であった。⁵⁾ イギリス革命は、領主的土地所有の「近代的土地所有」への転化の法的前提をつくり出し、⁶⁾

かくしてこの地主的な道を通つての「三分制」——近代イギリス農業・土地制度確立の方向を条件づけたのである。これが最初に定置したわれわれの分析視角——「二つの道」の見地から与えられる、イギリス革命の農業・土地問題解決の歴史的性格にからんずる、理論的・実証的帰結である。

(1) イギリス革命の保守的性格に言及して、「大部分の大地主」がブルジョア陣営にあつた、という事実を注目し、それこそが「イギリス革命を、分割地所有制度の創出によって大土地所有を廃止したフランス革命から本質的に区別するもの」とみたマルクスの示唆多い指摘が、ここで是非とも想起せねばならぬ。K. Marx, 'A Review of Guizot's Book……', in *Mars Engels On Britain*, p. 317.

(2) 後記註(4)参照。

(3) 地代強課 rack-renting、地主自己経済 settlerman farming、富裕な借地農との貸借契約形成、の三現象をそれそれ封建反動(寄生地主的要求)、ユンカー化、「下からの」近代化、と規定し、相互に对立するものとみて、イギリス革命の評価に関連させる見解がみられる。だがこれらは、すべて地主的近代化という同じ現象のちがった現れ方か、あるいはその附随現象にすぎない。貨幣地代成立以後の経済発展の基樞——農匠層の小ブルジョアの発展が、領主層にとつて、地代の絶対的・相対的減少——「財政」危機に集約的に表現されてくるものであつたとすれば、地主的対応は、即目的にはかかる危機からの脱出可能な「土地収益

の極大確保」にあり、上のいずれもがさし当りそれに包摂されうるものであつた(かの「ジェントリの勃興」とはまさに、かかる一見無規定な現象形態を通じてする、「ブルジョアの発展」への地主的適応過程にはかならない。——いわゆる「地主の commercialization」なる用語の一面の真理性)。零細農にたいする地代つり上げ——搾出地代は、それ自体としては、単なる地代強課にすぎないが、(少くとも一七世紀以降の基本動向からすると)、それは同時に、農民追放(——困いこみ)の経済的尺度、さらに富裕な借地農導入の経済的尺度、であり、その観点からは競争地代であつて、自立的・自足的なものではない。その意味で、富裕な借地農の導入も、地主的土地所有の確保を前提して、地代極大化という土地所有の見地からするとこの、地代強課に掩護された近代経営の導入である。しかもこの地代収益増大のための借地農の導入と、地主の自己経営とが、土地保有の強化に対抗する同じ地主的対応の(なお地主にとつて選択可能な)二形態にすぎなかつたことは、たとえば一七世紀初頭のトマス・ウィルソンの次の言葉が示すとおりである。一六世紀を通じて農民とくにエーマンが勃興したことを回顧しながらいう「しかしかれらはこれまでの状態からは非常に落ちぶれている。というのは、これまでもっぱら軍事に没頭してきたジェントルマンが、いまでは大い立派な農業家になり、フアーマー……に劣らず自分の土地を最大限に改善することを知っている

からである。それゆえジェントルマンは、借地契約が満期になったときは、土地をとり戻し、それを自分で耕すか、いちばんよい地代を支払うものに貸すかしているのである。このことによって、イングランドのコーマンリは没落し、ジェントリの召使にだされてゐる」と(傍点引用者)。Thomas Wilson, *The State of England Anno. Dom. 1600*, pp. 18-19, in C. Hill and E. Dell'eda, *op. cit.*, p. 62.

この二つの形態に共通しているのは、地主的土地所有の確保(農民的土地所有確立の阻止)を前提した「改良」(土地への「資本」の充用)「土地所有」の「資本」への従属過程の推進)である(もちろん自己経営は、それがいかに資本主義的であろうとなお、「資本制地代」への過渡形態にすぎないが)。この見地からは、搾出地代は、地主的近代化に不可避な、あるいはその前提とすらなる、零細農民大衆のいわば「債務奴隷化現象」である。革命における改革が、まさにこれら総体としての地主的近代化に適合的なものであったこと、もはや自明である。そこに、単なる地代強課のための「寄生地主」の志向の一時的貫徹をみる浜林正夫氏の見解(浜林、前掲書第四章二)は、コビーホルドの温存を地代強課に直結してとらえ目尾化することによって、土地立法の全体と近代化との関連をみない点で、また単に「寄生地主」の耕作地主化の方向の一時的勝利をみる吉岡昭彦氏の見解(「地主制の形成」第五章)は、地主的近代化を地主の「資本」への転化にワイ小化し、地主的

土地所有の近代化の見地を欠く点で、一面的である。さらに、この後者と同根だが、両見解は、第二次農業革命における「三分制」の確立を「下からの近代化の勝利」としてとらえ、革命の「地主的」帰結と対立させることによって、「三分制」(それ自体はなら近代化の個性を表現しない)が、イギリスでは、まさに革命の「地主的」帰結の基礎上に形成されたことをみず、イギリス農業近代化における革命の意義を不当にワイ小化している。

- (4) とはいえ、いうまでもなく、固有の意味での領主権が自立的に強化されてゆくなどというところではない。コビーホルドの温存がそうであったごとく、領主権の存続は、それ自体として自足的なものではなく、いわば自己否定のためのそれである。したがって、地主的土地所有の確保を前提するかぎりにおいて、その権能の一部が、富裕な借地農によって代行されるといった事態、あるいはもっと一般的に、固有の意味での領主権の「弱体化」(実は自己揚棄)が漸次進展するといった事實は、ならんこれと背馳するものではない。「原苦の楨杆」としての「領主権」は資本の展開をまつてその任務を了える。また後記註(6)参照。
- (5) 「一八世紀の進歩は法律そのものが今や人民共有地の盜奪の道具となるという点に顕現する。……盜奪の議会的形態は『共同地囲込み法案』の形態であり、換言すれば、地主が人民共有地を私有地として、自分自身に贈与する法令であり、人民取奪の法令である」(傍点引用者)。マルクス

『資本論』（長谷部訳）第一部一〇七ページ。ともあれ、当面の対象の見地からすれば、イギリスにおける体系的政策としての本源的蓄積政策は、ここに確保された二条件——権力的条件（議会主権）と法的条件（地主的土地私有体系）の基礎上に、固いこみ自由の法認を軸に確立される。

- (6) 領主的土地所有が私有権として法認されたことが、直ちにその「近代的土地所有」への転化でないこと、白明である。後者の確立は、土地所有と分離された「資本」による土地経営の独占を前提し、経営権の確立を内包する。次の二点を指摘しうる。一般に、近代的私法上の「契約」（債権・債務関係）を通じてする貸借物利用権は、排他的物権（ここでは土地私有権）の基礎上で成立する。これが第一、だがこの法形式を資本にとって実体的ならしめるものは、一方で土地所有が資本を介してしか自らを実現しえないという事情、他方で資本移動の自由が経済的にも実存すること、総じて資本による生産の全面的把握——平均利潤法則の貫徹である。これが第二。歴史的にはそれは、産業資本の確立とともに（とりわけ第二次農業革命渦中の土地所有による「資本」の導入競争のうち）事実的に成就される（平均利潤—資本制地代の確立）。総じて、私有権化された右の土地所有の、「近代的土地所有」への転化は、資本の展開度によって規定される。同じことは、「土地清掃」—共

同体の破壊についてもいえる。革命はその方向を設定するだけであって、具体的な進展の度合は、資本主義発展の段階にかかわる（このあとの点については堀江英一『産業資本主義の構造理論』一三九ページ参照）。

——一九五九年一月・六〇年四月——

あとがき これまで四つの小稿を発表してきた。これらは全体として共通の副題に一括しうるものである。いずれも五九年一月研究発表会のために作成した原稿から「農業近代化とジェントリの勃興」と題する部分を除いて、六〇年四月手を加えることになった。全体にわたって、筆者の不勉強のために、わが国の数多い労作の成果を十分学びえないのではないか、また批判的にふれた二三の先学の彫琢された見解を不当に単純化したのではないか、をおそれる。その意味でも、また革命に先立つ世紀の経済発展にふれえなかったことからしても、これらは「試論」としてうけとっていただければ幸甚である。ただこのあとの点については、ほぼ同じ視角から、武暢夫、松村幸一両氏によって近く労作が発表されるはずである。なお貴重な助言と激励を賜った堀江英一教授、武、松村両氏、貴重な文献を長期にわたって貸していただいた越智武臣、米田清治、富岡次郎らの諸氏に心からお礼を申し上げたい。